

【様式 2】

香川県広域水道企業団契約規程第 49 条第 2 号に基づく随意契約の締結前情報

事務所・課名	広域送水管理センター 総務用地課
件名	浄水場環境整備業務 ※ 以下の①～④の 4 つの業務について、個別に契約する。
契約内容 ①	<b>西部浄水場環境整備業務</b> 業務場所 西部浄水場（三豊市高瀬町佐股 2366） 業務内容 平地の草刈り、集草等（除草面積 5,785 m <sup>2</sup> ） 業務回数 年間 84 回（一月あたり 12 回） 支払条件 毎月払
契約内容 ②	<b>中部浄水場環境整備業務</b> 業務場所 中部浄水場（仲多度郡琴平町下櫛梨 111-1） 業務内容 平地の草刈り、集草等（除草面積 5,280 m <sup>2</sup> ） 業務回数 年間 84 回（一月あたり 12 回） 支払条件 毎月払
契約内容 ③	<b>綾川浄水場環境整備業務</b> 業務場所 綾川浄水場（坂出市府中町 1260） 業務内容 平地の草刈り、集草等（除草面積 3,400 m <sup>2</sup> ） 業務回数 年間 84 回（一月あたり 12 回） 支払条件 毎月払
契約内容 ④	<b>東部浄水場環境整備業務</b> 業務場所 東部浄水場（高松市岡本町 631-10） 業務内容 平地の草刈り、集草等（除草面積 8,390 m <sup>2</sup> ） 業務回数 年間 108 回（一月あたり 12 回） 支払条件 毎月払
契約予定日	令和 7 年 4 月 1 日
納期又は履行期間	契約内容①～③については、令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 11 月 28 日 契約内容④については、令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 1 月 30 日 ただし、いずれも 8 月 1 日～8 月 31 日までを除く。
契約の相手方の選定基準及び決定方法	選定基準 香川県広域水道企業団契約規程第 48 条第 9 号イに定めるものであって、県内に所在し、かつ上記契約内容が実施可能である者。 決定方法 予定価格の範囲内で最低価格を提示した事業者と契約する。見積書の提出が 1 者のみであった場合は、予定価格の範囲内であるか確認のうえ契約する。

契約の申込み方法 (見積書受付期間、 見積書受付場所等)	受付期間 令和7年2月17日(月)午前9時から 令和7年3月14日(金)午後4時まで 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は3月14日必着とする) 受付場所 〒762-0024 坂出市府中町1265-1 香川県広域水道企業団広域送水管理センター 総務用地課
------------------------------------	---